

野田市教育委員会告示第8号

野田市有害図書規制に関する条例施行規則（平成17年野田市教育委員会規則第10号）の施行に関し必要な様式のひな型を別紙のとおり定め、令和6年6月4日から適用する。

令和6年6月4日

野田市教育委員会

教育長 染谷 篤

第2号様式（第3条）

第 号
年 月 日

様

野田市教育委員会教育長

㊟

野田市有害図書に関する勧告書

野田市有害図書規制に関する条例第6条の規定により、下記の有害図書を
青少年に販売しないよう勧告します。
自動販売機から撤去する

記

- 1 有害図書の販売場所
- 2 指定番号及び有害図書の名称

指定番号	有害図書の名称	指定番号	有害図書の名称

- 3 理由

第3号様式（第4条）

（表）

身 分 証 明 書	
第 号	
写 真	下記の者は、野田市有害図書規制調査員であることを証明する。
	氏名
	年 月 日生
	年 月 日発行
	野田市教育委員会教育長 ㊟

9cm

（裏）

注 意 事 項

- 1 この証明書は、有害図書規制に関する立入り調査を行う場合には、必ず携帯すること。
- 2 この証明書は、他人に貸与しないこと。
- 3 記載事項に変更が生じた場合又は汚損等した場合は、速やかに訂正又は再交付を受けること。
- 4 この証明書の有効期限は、発行の日から2年とする。